

令和7年1月15日

子どもの預かり室 自然災害等発生時における休室基準

(1)長久手市に暴風警報・暴風雪警報および特別警報が発令された場合

警報及び特別警報発令時および解除時の対応	
暴風警報・暴風雪警報および大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休室します。ただし、午後1時までに解除された場合は、解除から1時間後に開室します。
午後1時までに解除されない場合	終日休室となります。
預かり中に発令された場合	保育を中止し、各保護者へ速やかに迎えに来てもらうよう電話連絡をします。

※前日に気象庁の台風情報で、翌日の預かり時間中（午前9時から午後4時まで）に各種警報が発令される可能性が高い場合は、事前に休室となる場合があります。その際は、事前利用予約された保護者に「ことりルームぴっぴ」から休室の電話連絡をします。

※暴風警報、暴風雪警報および特別警報については、「長久手市」に発令された場合となります。

※保護者とお子さんの安全確保のため、上記対応に限らない場合もあります。

(2)熱中症特別警戒情報

午後2時に愛知県に「熱中症特別警戒情報（アラート）」が発表された場合、発表された日の翌日は終日休室となります。その際は、事前利用予約された保護者に「ことりルームぴっぴ」から休室の電話連絡をします。

(3)地震

震度5弱以上の地震が発生した場合		地震発生当日は休室します。
預かり中に発生した場合	震度5弱以上	保育を中止し、子どもの安全を確保します。預かり室の安全が確認できたら室内待機、危険がある場合は子育て支援センターに避難し、各保護者へ速やかに迎えに来てもらうよう電話連絡をします。
	震度5弱未満	保育を中止し、子どもの安全を確保します。預かり室の安全が確認できたら保育の継続、危険がある場合は子育て支援センターに避難等します。

(4)南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	休室の場合は、災害対策本部の判断に従い対応します。
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	休室の場合は、災害対策本部の判断に従い対応します。
預かり中に地震が発生した場合	（3）の対応と同様とします。

(5)火災・不慮の事故など

高齢者生きがいセンター内での火災発生や、子どもの預かり室設備に不慮の事故等が発生した場合は、保育を中止し、子どもの安全を確保します。状況に応じて、子育て支援センターに避難し、各保護者に速やかに迎えに来てもらうよう電話連絡をします。